

福岡県第3子以降保育料 無償化事業に関するお知らせ

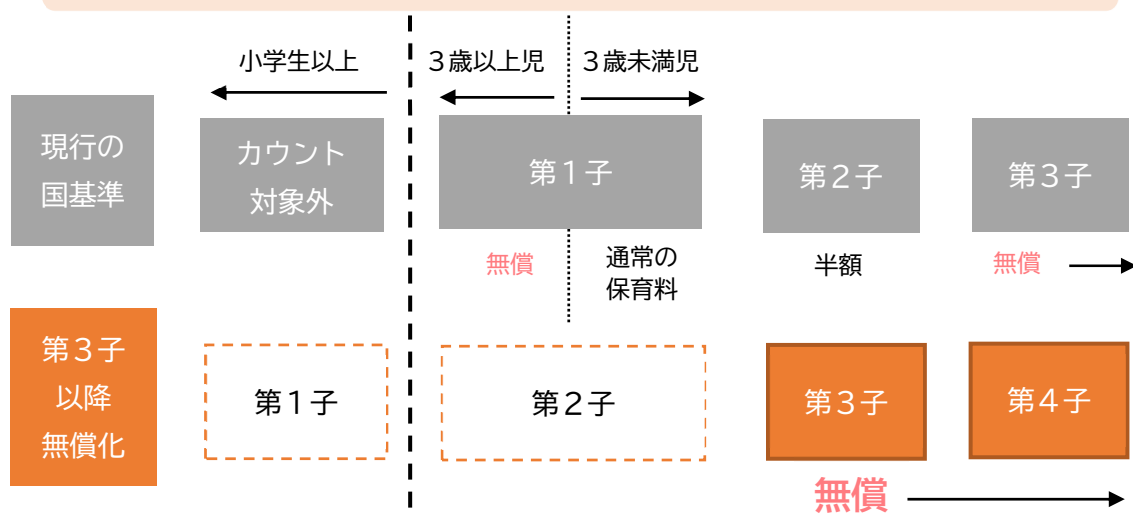
■ 第3子以降の保育料を無償化

多子世帯の経済的負担や3人以上の子育て世帯の減少を踏まえ、第3子以降の保育料の無償化に取り組む市町村に対し、県が補助を行います。

【第3子以降の保育料無償化（例）】

- ✓ 保育所等の同時利用やこどもの年齢に関わらず、生計を同一にしているこどものうち、年長者から数えて3人目以降のこどもの保育料が無償

【きょうだい児のカウントの仕方と無償化対象のイメージ】



※カウント方法が変わり影響があるのは第3子以降のため、上の図の第2子扱いとなるこどもは、現行の国基準同様通常の保育料がかかります。



市町村によって、実施状況や手続きの方法が異なります。
まずは、お住いの市町村にお問い合わせください！！

対象となる利用施設ごとの無償化内容

■ ご利用の施設によって無償化の内容が異なります。

認 可 保 育 施 設

利用施設

- ・ 認可保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 地域型保育事業所

無償化の内容

第3子以降のお子さんが、認可保育施設を利用する場合の保育料が無償化されます。

届 出 保 育 施 設 等

利用施設

- ・ 届出保育施設
- ・ 企業主導型保育事業所

無償化の内容

第3子以降のお子さんが、届出保育施設等を利用する場合の保育料が無償化または軽減されます。※月額の上限があります。

注)市町村によって、実施状況が異なりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

(県補助制度に関すること)
福岡県福祉労働部子育て支援課 保育施設係 TEL：092-643-3258
(第3子無償化に関する内容・申請手続き等に関すること)
お住いの市町村の保育所等の関連部署にお問い合わせください。

